

# 松塩地区広域施設組合 電気事業経営戦略

団 体 名 : 松塩地区広域施設組合

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 元 年 11 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	1 人	最 大 出 力 * 1	6,000 kW
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	39,917,470 kWh
	風力発電 箇所	kWh 当 たり 単 価 * 1	10.13 円
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	箇所
	ごみ発電 1 箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 * 1	11年

\*1 「最大出力」は、保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあっては、老朽化の状況を表す指標として「主要発電設備の平均残存耐用年数」を記入。

### (2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	平成28年度 313,500千円	平成29年度 (税抜) 245,173千円	平成30年度 (税抜) 253,742千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	平成28年度 98.0%	平成29年度 96.7%	平成30年度 98.9%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	平成28年度 17,366千円	平成29年度 8,349千円	平成30年度 5,360千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	平成28年度 — %	平成29年度 — %	平成30年度 — %

#### 【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

- ・年間電力料収入について、平成29年度は245,173千円と前年度と比較して減となっており、これは売電単価(毎年度更新)の下降による影響である。なお、平成28年度以降、年間発電電力料及び売電電力量は微増を続けており、発電状況は良好である。
- ・毎年度の剰余金相当額を一般会計に繰り出しており、今後も安定的な発電が見込まれることから、資金不足が生じるおそれはない。

\*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

$$\text{資金不足比率[法適用企業の場合]} = (\text{地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額}) / ((\text{営業収益}) - (\text{受託工事収益})) \times 100$$

$$\text{資金不足比率[法非適用企業の場合]} = (\text{地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額}) / ((\text{営業収益}) - (\text{受託工事収益})) \times 100$$

## 2. 将来の事業環境

### (1) 料金収入の予測

- ・ 料金収入の推移予測にあたっては、年間売電電力量×売電単価(毎年度更新)を採用し、その合計額により算出している。
- ・ ごみ減量の取り組みに伴うごみ搬入量及びごみ焼却量の減少に伴い、料金収入が減額すると仮定している。

### (2) 老朽化対策の見通し

- ・ 平成26年度に発電用蒸気タービンの改良を行ったことから、安定かつ効率的な発電が可能となり、設備利用率75%以上で推移している。
- ・ 老朽化対策経費の予測にあたっては、当該事業が「ごみ焼却施設」と一体となって行っていることから、発電に係る老朽化対策経費のみを分別することが困難であるため、算定していない。

## 3. 経営の基本方針

- ・ 現状における健全経営を継続するために、着実な発電設備の点検と安定的な発電電力量の確保に取り組む。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ①収支計画のうち投資についての説明

- ・ 特になし。

### ②収支計画のうち財源についての説明

- ・ 料金収入について、2. 将来の事業環境(1)料金収入の予測で算出した金額を参考に設定を行った。
- ・ 事業開始当初から繰入金等への依存は無く、電力売払収入から生じる収益での経営が成り立っている。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ その他営業費用の主なものは、発電設備の保守点検及び運転業務である。これらの業務を「ごみ焼却施設」と同一業者に一括委託することにより、点検に要する発電停止期間の短縮や年次点検項目の整合など効率的な設備管理を行っている。
- ・ その他営業外費用は、毎年度の剰余金相当額を一般会計に繰り出すものである。積算根拠は、(営業収益)－(営業費用)を設定

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

・ 特になし。

5. 公営企業として実施する必要性

・ 当該事業は「ごみ焼却施設」の余熱によって発電を行い、余剰電力を反復的に売却している事業に過ぎないことから、公営企業として実施する必要性についての検討を令和5年度までに行う。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、  
改定等に関する事項

経営戦略については、以下のとおり事後検証、改定等を行う。

- ・ 進捗管理・・・計画と実績の乖離については、検証・対応策を検討した上で、翌年度予算に反映する。
- ・ 計画改定・・・概ね5年ごと(ただし、計画への影響が著しく大きい外的要因等があった場合は適宜)。改定にあたっては、計画と実績の乖離について、原課及び予算担当部門による検証を行った上で、その時の経営環境を基準とした計画となるよう改定する。
- ・ 情報公開・・・本組合のホームページ上に公表する。



